

経済局所管施設の次期指定管理者の選定について

経済局が所管する 2 施設（横浜市消費生活総合センター及び横浜市技能文化会館）は、今年度末で第 2 期指定期間が終了することから、第 3 期の指定管理者を選定してまいります。

1 対象施設

(1) 横浜市消費生活総合センター

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 港南区上大岡西 1 丁目 6 番 1 号ゆめおおおかオフィスタワー 4 階、5 階
(イ) 主な施設 相談室、展示・情報資料室、商品テスト・実習室、会議室（3 室）他
(ウ) 設置目的 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的とした施設です。

イ 指定期間

5 年間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）

ウ 選定方法

非公募 ＜対象者：公益財団法人横浜市消費者協会（現指定管理者）＞

【非公募の理由】

- ・消費者からの様々な消費生活相談に対応するための高度な専門性を有していること
- ・消費者と事業者間の交渉等の調整において中立性・公共性が確保されていることから、次期指定期間中に当該協会以外の担い手が存在しない状況であり、「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める非公募要件に該当するため、第 2 期と同様に非公募とするものです。

【参考：指定管理者制度運用ガイドライン(抜粋)】

極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合には、各施設設置条例の規定する範囲内で、「非公募」による選定とすることも可能とする。

(2) 横浜市技能文化会館

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 横浜市中区万代町 2 丁目 4 番地 7
(イ) 主な施設 匠プラザ、多目的ホール、横浜しごと支援センター、会議室、駐車場等
(ウ) 設置目的 技能職の振興、雇用による就業機会の確保、勤労者福祉の増進及び文化の向上を目的とした施設です。

イ 指定期間

5 年間（平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）

ウ 選定方法

公募

（裏面あり）

2 スケジュール

	横浜市消費生活総合センター	横浜市技能文化会館
第1回選定評価委員会 (応募要項等確定)	平成27年6月下旬	平成27年6月上旬
応募要項等配布、 ホームページ掲載	平成27年7月中旬	平成27年6月中旬
応募書類受付期間	平成27年8月下旬	平成27年7月下旬
第2回選定評価委員会 (審査)	平成27年9月上旬	平成27年9月上旬
選定結果の 通知・公表	平成27年9月下旬	平成27年9月下旬
指定議案提案	第4回市会定例会	
指定管理者による 管理運営開始	平成28年4月1日	

※上記日程は予定です。